

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税（住民税）を給与差引しているまたは特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職、転勤等）した場合に提出したく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。  
2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。  
3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄および「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日）の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書および総括表）を提出してください。  
4 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市へお問合せください。

受付印

8

# 市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 県民税 特別徴収

整理番号	
7年度	特別徴収番号 宛番号
8年度	特別徴収番号 宛番号

課係氏名  
担 当 者  
電話番号  
内線

特別徴収指定番号および宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）を御確認ください。

〒  市町村長  令和  年  月  日 提出

給与支取義務者（特別徴収義務者）  
所在地名称

個人番号または法人番号（右詰めて御記入ください）

フリガナ <input type="text"/>	新 <input type="text"/>	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主および従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名 <input type="text"/>	姓 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払不定期 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	番号を記入 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>
生年月日 <input type="text"/>	元号 <input type="text"/>	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成	月分から <input type="text"/>	月分から <input type="text"/>			番号を記入 <input type="text"/>	円 <input type="text"/>
個人番号 <input type="text"/>			月分まで <input type="text"/>	月分まで <input type="text"/>			1 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	円 <input type="text"/>
住所 <input type="text"/>								円 <input type="text"/>

## 1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先へは、  
月割額  円 を  月分  
(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。  
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

新しい勤務先(特別徴収者)  
〒  所在地名称

特別徴収指定番号

担 当 者 氏 名

電話番号

法人番号

※新しい勤務先が法人の場合は、御確認の上記入してください。

## 2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入

1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。  
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入  円

左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

## 3 普通徴収の（一括徴収しない）場合 (1)及び(2)に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入

異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。  
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与および退職手当等から未徴収税額 (ウ)を一括徴収できないため。  
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	7年度	月分以降の月割額は <input type="text"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	8年度	月分以降の月割額は <input type="text"/>	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L